

新潟産業大学公的研究費の取扱いに関する規程

制定 平成 19 年 11 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟産業大学（以下、本学という。）における公的研究費の取扱いに関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において公的研究費とは、各省庁（各省庁が所管する独立行政法人等を含む）及び地方公共団体（以下、各省庁等という。）から配分される公募型の研究資金をいう。

2 前項に定めるもののほか、本学の責任において管理すべき経費と学長が認めたもの。

3 この規程において、「経理規程」とは、「学校法人柏専学院経理規程」を、「旅費規程」とは、「学校法人柏専学院旅費規程」をいう。

(責務)

第 3 条 本学の教職員は、配分された公的研究費の取扱いに関しては、当該公的研究費の目的等を十分理解し、関係法令、各省庁等が定める当該公的研究費の実施要領、取扱規程及び関連する本法人の規則等（以下、「関係法令等」という。）を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第 4 条 公的研究費の取扱いに関し、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の取扱いについて本学全体を統括し、最終責任を負うものとする。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が、責任をもって公的研究費の管理・運営が行えるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたりるとともに、理事会においては実施状況や効果等について議論し、審議を主導しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 公的研究費の取扱いに関し、統括管理責任者を置き、学部長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について機関全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 公的研究費の取扱いに関し、コンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、具体的な不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育と併用して不正防止の取組に関する啓発活動を定期的に行い、不正根絶に向け教職員の意識の向上を図る。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の管理・執行が適切に行われているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究者の責務)

第7条 本学専任教職員は、公的研究費の執行に関する書類およびデータを10年間適切に保存・管理し、検証が必要となった場合、これを開示しなければならない。

(公的研究費の管理・経理事務の委任)

第8条 本学専任教職員が、公的研究費を申請する場合は、総務課を通じて行うものとし、これにより採択された公的研究費については、学長に管理及び経理事務が委任されたものとする。

2 公的研究費の管理及び出納は総務課にて行う。

(経理事務の取扱い)

第9条 公的研究費に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費を管轄する省庁等の関係法令等並びに経理規程、旅費規程及びこれらに基づく定めによるものとする。

(事務処理手続き等に係る相談受付窓口)

第10条 公的研究費に係る事務処理手続き及び関係法令等に係る相談受付窓口を、総務課に置く。

(不正に係る情報通報受付窓口)

第11条 公的研究費の不正に係る情報の通報受付窓口を、総務課に置く。

(検収窓口の設置)

第12条 公的研究費に係る物品の発注及び納入の適正を確保するため、事務局に検収窓口を置く。

(公的研究費の適正使用等)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費の適正使用等を周知するとともに、不正使用の誘発要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

(不正使用防止計画の推進部署)

第14条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を誘発させる要因に対する防止計画（以下「不正防止計画」という。）を推進するため、公的研究費不正使用防止計画推進委員会を設置し、不正防止計画の立案、実施などの必要な業務を行わせるものとする。

(公的研究費不正使用防止計画推進委員会)

第15条 前条の規定により設置する公的研究費不正使用防止計画推進委員会は、次の職務を行う。

1. 不正使用を誘発する要因の把握
2. 具体的な公的研究費不正使用防止計画の策定及び実施

3. 不正使用を誘発する要因に対応する改善策の策定及び実施
 4. 不正な取引に関与した業者への処分方針の策定及び実施
 5. 不正に係る情報通報に関する対応方針の策定及び実施
 6. その他不正使用の防止に関して、学長が定める事項
- 2 公的研究費不正使用防止計画推進委員会は、学長を委員長とし、次の者により構成する。
1. 学長
 2. 学部教授会から選出された教員 1名
 3. 事務局長
 4. 事務局長が指名した事務職員 2名

(モニタリング及び監査)

- 第16条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、内部監査を実施し、公的研究費の管理・運営制度及び使用の状況等についてモニタリング又は監査を行うものとする。
- 2 内部監査においては、監査人は専門的な知識を有する監事と連携を図り、不正防止システムのチェック機能を強化する。また、監事は内部統制の状況を機関全体から確認し意見を述べるものとする。
 - 3 モニタリングや監査では、公的研究費の適切な管理・運営が行われているか、体制に不備がないか総点検し、必要に応じ公的研究費不正使用防止計画推進委員会に見直しの意見を述べるものとする。
 - 4 公的研究費の内部監査に係る必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

- 第17条 この規程の改廃は、経済学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月9日から施行する。

